

令和3年4月12日

領事メール

【件名】 【大使館からのお知らせ】 オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策
(第92号)

【ポイント】

○民間航空庁（CAA）は、外国人家族が18歳未満の子供を伴いオマーンに入国する場合は、施設での隔離措置が免除されるとしました。

【本文】

1 4月11日、当地で報道があった「民間航空庁（CAA）による外国人家族が子供を伴い入国する場合の隔離措置免除」につきまして、同12日、当館よりCAAに照会しところ、以下のとおり確認しました。

●外国人家族が18歳未満の子供を伴いオマーンに入国する場合は、施設（ホテル）での隔離措置が免除されるが、その他の追跡ブレスレットの着用、7日間の自宅隔離及び8日目のPCR検査等の従来の措置に従う必要がある（以下3ご参照）。

●オマーン入国にあたり、“Sahala”によるホテル予約欄においては、家族渡航による隔離措置免除欄にチェックを入れる必要がある。

●本措置は、既に有効である。

2 4月8日～12日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、7日に1,320件、8日～10日に3,544件、11日に1,480件の新規感染を記録し、11日までの累積感染症例数は173,029件（死亡件数は1,789件、治癒件数は153,986件、治癒率89%）、11日の入院件数は751件（新規105件、ICU234件）です。

3 3月27日の報道によれば、オマーンの空港は、最近発表された民間航空庁（CAA）の回章に基づき、入国時の要件の詳細につき発表しました（以下リンクご参照

<https://www.omanobserver.om/all-you-need-to-know-about-omans-latest-entry-guidelines/>）。同詳細においては、一般的な入国者は、全ての措置（新型コロナウイルス保険の加入、到着72時間前のPCR検査の陰性証明書、空港でのPCR検査のオンラインによる事前予約及び支払い、”Sahala”によるホテル予約、到着時のPCR検査、追跡ブレスレットの着用、7日間の施設隔離及び8日目のPCR検査）の実施が求められているが、60歳以上や保険省発行の許可証を持つ病人は自宅隔離が認められ、16歳未満については到着72時間前のPCR検査の陰性証明書、到着時及び8日目のPCR検査、並びに追跡ブレスレットの着用は免除されるとしています。

4 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（＋968） 24601028

－FAX：（＋968） 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>